

パートナーシップ宣誓制度で府内自治体と連携 9月1日から府内での転入出時の手続を簡易に

市では平成31年4月から、性的マイノリティ当事者が、互いを人生のパートナーとすることを宣誓した事実を公に証明する制度として、パートナーシップ宣誓制度を導入している。このたび、制度利用者の府内での住所異動に伴う手続の負担軽減を図るため、同様の制度を実施している府及び府内7市とパートナーシップ宣誓制度の自治体間連携について協定を締結。今年9月1日から自治体間の連携を開始する。

★ これまでパートナーシップ宣誓をした当事者が府内で住所の異動をする場合、転出した自治体へ宣誓書受領証を返還した上で、転入した自治体へ必要書類を提出し、新たに宣誓手続を行う必要があったが、今後、次の2つの手続が不要となる。

- (1) 転出した自治体への宣誓書受領証の返還手続
- (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類(独身証明書等)の提出

★連携自治体は、大阪府及び府内7市(大阪市、堺市、貝塚市、茨木市、富田林市、大東市、交野市)。

★パートナーシップ宣誓制度は、婚姻と同等の法律上の効果があることを証明するものではないが、一方または双方が性的マイノリティであるカップルがお互いを人生のパートナーとして日常生活において相互に協力し合い、社会においていきいきと活躍することを期待し、パートナー関係であると宣誓されたことを公に証明するもの。

<お問い合わせ>

市長公室 人権政策室 ☎072-841-1424、ファクス 072-841-1700